

発議案第1号

令和6年3月28日

四街道市議会議長 関根 登志夫 様

提出者 四街道市議会
議会運営委員会委員長 石山 健作



四街道市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、全国市議会議長会から標準市議会委員会条例の一部改正が提示されたこと及び四街道市行政組織条例の一部改正等により所要の規定の整備を行うため提案するものであります。

四街道市議会委員会条例の一部を改正する条例

四街道市議会委員会条例（昭和56年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第22条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条

第3項中「（公述人の発言）」及び「（委員と公述人の質疑）」を削り、「第28条（代

理人又は文書による意見の陳述)」を「前条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

別表総務常任委員会の項中

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 危機管理監の所管に属する事項 |
| 2 | 経営企画部の所管に属する事項 |
| 3 | 総務部の所管に属する事項 |
| 4 | 会計課の所管に属する事項 |
| 5 | 消防本部及び消防署の所管に属する事項 |
| 6 | 議会に関する事項 |
| 7 | 選挙管理委員会に関する事項 |
| 8 | 監査委員に関する事項 |
| 9 | 他の常任委員会に属さない事項 |

を

- | | |
|----|--------------------|
| 1 | 危機管理監の所管に属する事項 |
| 2 | 経営企画部の所管に属する事項 |
| 3 | 総務部の所管に属する事項 |
| 4 | 地域共創部の所管に属する事項 |
| 5 | 会計課の所管に属する事項 |
| 6 | 消防本部及び消防署の所管に属する事項 |
| 7 | 議会に関する事項 |
| 8 | 選挙管理委員会に関する事項 |
| 9 | 監査委員に関する事項 |
| 10 | 他の常任委員会に属さない事項 |

に改め、

同表都市環境常任委員会の項中「環境経済部」を「環境部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。